

## **情報通信機器を用いた診療に係る評価**

## 情報通信機器を用いた評価の新設・見直し

### 1. 初診

- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が改定されたことを踏まえ、評価を新設
  - ✓ 「初診料（情報通信機器を用いる場合） 251点」を新設（対面の場合の87%）
  - ✓ 施設基準の届出を求めるが、「オンライン診療料の算定数を1割以下」「医療機関と患家との距離が概ね30分以内」といった条件は設定しない

### 2. 再診

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における臨時の・時限的特例の実態も踏まえ、評価を新設
- オンライン診療料は廃止
  - ✓ 「再診料 情報通信機器を用いる場合 73点」を新設
  - ✓ 「外来診療料 情報通信機器を用いる場合 73点」を新設
  - ✓ 施設基準の届出を求めるが、「オンライン診療料の算定数を全体の1割以下」「医療機関と患家との距離が概ね30分以内」といった条件を撤廃

### 3. 医学管理料

- 算定可能な医学管理料を整理・追加するとともに、点数を引き上げ
  - ✓ 「検査・処置等を伴わない医学管理料を算定可能として追加」し、現行の9種類から20種類へ増加
  - ✓ 点数は、全て対面の場合の87%として設定

### 4. 在宅医療

- 在宅時医学総合管理料において活用場面を整理・拡大し、施設入居時等医学総合管理料にも対象拡大
  - ✓ 「月1回の在宅診療と月1回のオンライン診療」、「2月に1回の在宅診療と2月に1回のオンライン診療」の場合の点数を新設
  - ✓ 「施設入居時等医学総合管理料においても、同様の類型を新設」

## 情報通信機器を用いた初診に係る評価の新設

- 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の見直しを踏まえ、情報通信機器を用いた場合の初診について、新たな評価を行う。
- 再診料について、情報通信機器を用いて再診を行った場合の評価を新設するとともに、オンライン診療料を廃止する。

|            |                            |             |
|------------|----------------------------|-------------|
| <b>(新)</b> | <b>初診料（情報通信機器を用いた場合）</b>   | <b>251点</b> |
| <b>(新)</b> | <b>再診料（情報通信機器を用いた場合）</b>   | <b>73点</b>  |
| <b>(新)</b> | <b>外来診療料（情報通信機器を用いた場合）</b> | <b>73点</b>  |

## [算定要件] (初診の場合)

- (1) 保険医療機関において初診を行った場合に算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた初診を行った場合には、251点を算定する。
- (2) 情報通信機器を用いた診療については、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行った場合に算定する。なお、この場合において、診療内容、診療日及び診療時間等の要点を診療録に記載すること。
- (3) 情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、当該指針に沿った適切な診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。
- (4) 情報通信機器を用いた診療を行う保険医療機関について、患者の急変時等の緊急時には、原則として、当該保険医療機関が必要な対応を行うこと。ただし、夜間や休日など、当該保険医療機関がやむを得ず対応できない場合については、患者が速やかに受診できる医療機関において対面診療を行えるよう、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、以下の内容について、診療録に記載しておくこと。
- ア 当該患者に「かかりつけの医師」がいる場合には、当該医師が所属する医療機関名  
イ 当該患者に「かかりつけの医師」がない場合には、対面診療により診療できない理由、適切な医療機関としての紹介先の医療機関名、紹介方法及び患者の同意
- (5) 指針において、「対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる」とされていることから、保険医療機関においては、対面診療を提供できる体制を有すること。また、「オンライン診療を行った医師自身では対応困難な疾患・病態の患者や緊急性がある場合については、オンライン診療を行った医師がより適切な医療機関に自ら連絡して紹介することが求められる」とされていることから、患者の状況によって対応することが困難な場合には、ほかの医療機関と連携して対応できる体制を有すること。
- (6) 情報通信機器を用いた診療を行った際には、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行い、当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であったことを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、処方を行う際には、当該指針に沿って処方を行い、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方が指針に沿った適切な処方であったことを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (7) (8) 略

## [施設基準]

- (1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

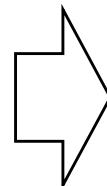
## 情報通信機器を用いた在宅管理に係る評価について①

### 情報通信機器を用いた在宅管理に係る評価の見直し

- 在宅時医学総合管理料について、訪問による対面診療と情報通信機器を用いた診療を組み合わせて実施した場合の評価を新設するとともに、オンライン在宅管理料を廃止する。
- 施設入居時等医学総合管理料について、訪問による対面診療と情報通信機器を用いた診療を組み合わせて実施した場合の評価を新設する。

#### 現行

【オンライン在宅管理料】  
月1回以上の訪問診療を行っている場合に算定できる。



#### 改定後

在宅時医学総合管理料（施設入居時等医学総合管理料についても同様）に**情報通信機器を用いた場合の評価**を設定  
(例：機能強化型在支診・在支病（病床あり）の場合)  
※ 機能強化型在支診・在支病（病床なし）、在支診・在支病、その他についても同様。

|                       | 1人     | 2～9人   | 10人～   |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| ①月2回以上訪問（重症患者）        | 5,400点 | 4,500点 | 2,880点 |
| ②月2回以上訪問              | 4,500点 | 2,400点 | 1,200点 |
| ③（うち1回は情報通信機器を用いた診療）  | 3,029点 | 1,685点 | 880点   |
| ④月1回訪問                | 2,760点 | 1,500点 | 780点   |
| ⑤（うち2月目は情報通信機器を用いた診療） | 1,515点 | 843点   | 440点   |